

新型コロナウイルス感染防止を目的とした各施設の最大使用人数の目安について

「久留米シティプラザ施設使用における新型コロナウイルス感染防止策基準(会議室、展示室、スタジオ、和室、六角堂広場)」の1に基づき、新型コロナウイルス感染防止を目的とした各施設の最大使用人数の目安を下記のとおり定める。

記

新型コロナウイルス感染防止を目的とした各施設の最大使用人数の目安

施設名	ア 大声での歓声・声援、歌唱等をしなない使用	イ 大声での歓声・声援、歌唱等が想定される使用
展示室	215 人	108 人
展示室 1	67 人	33 人
展示室 2	66 人	33 人
展示室 3	83 人	41 人
大会議室	300 人	150 人
大会議室 1	90 人	45 人
大会議室 2	90 人	45 人
大会議室 3	90 人	45 人
中会議室	120 人	60 人
中会議室 1	30 人	15 人
中会議室 2	30 人	15 人
中会議室 3	42 人	21 人
小会議室	60 人	30 人
小会議室 1	21 人	10 人
小会議室 2	18 人	9 人
小会議室 3	21 人	10 人
スタジオ 1	43 人	21 人
スタジオ 2	74 人	37 人
スタジオ 3	74 人	37 人
スタジオ 4	47 人	23 人
和室	50 人	25 人
六角堂広場	400 人	200 人
六角堂広場部分使用	使用面積を 2 m ² で除した人数	使用面積を 4 m ² で除した人数

※食事を伴う催事はアとして取り扱わない。

※展示・設営物の設置等で、人と人との間隔が影響を受ける場合や運動を伴う使用の場合等は、上表に関わらず、状況に応じて、人と人との間隔を確保すること。

※展示室はシアター形式の目安、大会議室、中会議室、小会議室はスクール形式の目安である。

※楽器の練習などでマスクを着用ができない場合は、上表イに関わらず、さらなる人と人との間隔の確保や換気対策をおこなうこと。

※表中の「大声での歓声・声援、歌唱等」には、六角堂広場のステージ上での演出は除く。

※イについては、人と人との間隔を十分に確保すること。

附 則（令和2年5月25日2プ施運第27号）

- 1 令和2年5月25日以降の施設使用から適用する。
- 2 （ ）は、令和2年6月18日までの施設使用について適用する。
- 3 この基準は、令和2年5月25日から施行する。

附 則（令和2年6月12日2プ施運第41号）

- 1 この基準は、令和2年6月15日から施行する。

附 則（令和2年9月18日2プ施運第106号）

- 1 この基準は、令和2年9月19日から施行する。

<参考1> ア、イに該当する使用例

アに該当する使用例	コンサート（クラシック、ジャズ、吹奏楽等）、演劇等（ミュージカル、現代演劇等）、舞踊（バレエ等）、伝統芸能（雅楽、能楽、歌舞伎等）、演芸（落語、漫才等）、公演・式典（講演会、ワークショップ、成人式等）、展示会など
イに該当する使用例	コンサート（ロック、ポップ等）、スポーツ観戦、キャラクターショーなど

※令和2年9月11日付内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡『各種イベントにおける大声での歓声・声援等がないことを前提としうる／想定されるものの例』より抜粋